

社会福祉法人 相互福祉会 福祉・介護職員等特定処遇改善加算取得状況

事業所名	サービス種別	特定処遇改善加算区分
障がい者支援施設 希望学園	施設入所支援	特定処遇改善（区分なし）
	生活介護	特定処遇改善（区分なし）
	短期入所	特定処遇改善（区分なし）
グループホーム ニューのぞみ 「けやきの家」「つばきの家」	共同生活援助	特定処遇改善（Ⅰ）
グループホーム ニューのぞみ 「くすの家」	共同生活援助	特定処遇改善（Ⅰ）
障がい者多機能型事業所 のぞみ工房	生活介護	特定処遇改善（Ⅰ）
	就労継続支援B型	特定処遇改善（Ⅰ）

福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る賃金改善を行う賃金項目及び方法

考え方 障害福祉人材の 経験・技能のある	勤続10年以上で社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を保有又は、現にサービス管理責任者の業務を行う者、又は、係長職以上の者を「経験・技能のある障害福祉人材」として分類する。 (給与俸給表の4等級及び5等級の職員)
賃金改善を行う 職員の範囲	(A) 経験・技能のある障害福祉人材 (B) 他の障害福祉人材 (C) その他の職種
具体的な取組内容	① (A) (B) (C) 全ての職員に対し、a 勤続10年以上、b 福祉3資格保有、c 生活支援業務に従事、d フルシフト勤務、e 個別支援計画の立案、f サービス管理責任者業務の6つの項目について該当・非該当をポイントで評価し、ポイントに応じて一時金として配分する。 ②6等級以上の管理職、経営職は対象外とする。